

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ - ii	製造、加工、販売段階における安全安心の確保
施策の方向9	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(50)食品表示一元化に伴う体制の整備 ◆中間見直しにより追加	
	食品表示制度について、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示部分を一元化した新たな法律の整備が検討されていることから、今後、国の動向等を注視しながら、県民や食品関係事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討します。
①概要	食品表示について一元的に定める食品表示法が成立・公布されたことから、今後、国の動向等を注視し、一元的かつ効率的な監視指導等を行うための体制づくりを検討する。
②推進指標	—
③用語解説	《食品表示法》 食品を採取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するために、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示について一元化して規定した法律で、平成25年6月21日成立、6月28日に公布された。公布から2年以内に行なわれることとされていたが、平成27年4月1日に施行された。

④平成26年度事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示法の施行を控え、消費者庁が開催した説明会のほか、関係地方公共団体により組織する全国食品安全自治ネットワーク会議(事務局:群馬県)に出席して、同法や他の都道府県の執行体制について意見交換し、情報収集に努めた。</li> <li>食品表示法の本県の執行体制の一元化について、主たる執行機関である本庁4課(県民生活課、健康増進課、薬務衛生課、農産園芸課)で検討を行い、旧表示基準が有効である経過措置期間(最長5年間)が設定されること等を踏まえ、当面は現体制を維持して対応することとし、不利益処分については本庁3課が所管することとした。</li> <li>食品表示に関する相談等については、すでに6保健所に設置している「食の安全安心総合相談窓口」で総合的に対応するほか、特に農家等の食品関連事業者からの相談が多く、複雑な基準である「品質事項」に係る相談等については、農林水産部門で設置している「食品表示相談窓口」を引き続き設置して、県民や食品関係事業者がどこでも相談できるように体制にすることとした。</li> <li>法施行に伴う関係機関の新規事務について、事務決裁規程等の改正を行った。</li> </ul>
⑤平成26年度取組みの評価	経過措置期間の設定等も踏まえ、当面は現体制を維持して対応することとしたが、法施行後速やかに保健福祉部・農林水産部合同の「愛媛県食品表示監視指導等実施要綱」を定め、保健福祉部・農林水産部それぞれの「食品表示法違反事例等への対応マニュアル」により、同一基準・ルールのもと、密接に連携して実施することとしており、引き続き、県民や食品関係事業者に分かりやすく効率的な監視指導を行うための体制づくりを進める。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ - iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	
(51)食育の推進	
	「第2次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元氣なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。
①概要	(健康増進課) 県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成23年度に策定した県食育推進計画(第2次)を周知するとともに、食育月間、食育の日に合わせて啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。(保健体育課) 子どもが食生活の乱れ、肥満傾向の増大などによる健康への影響が懸念されるため、栄養教諭を中核として養護教諭等と連携し、また、学校の内外において、家庭や地域と連携を図り、食育推進のための実践的な取組を実施する。
②推進指標	—
③用語解説	《愛媛県食育推進計画》 食育基本法に基づき、本県では平成19年3月に「愛媛県食育推進計画」を策定。国が第2次食育推進基本計画を新たに策定したことに伴い、本県もこれまでの食育推進の成果と食をめぐる新たな課題を分析整理し、平成24年3月に「第2次愛媛県食育推進計画」を策定した。計画では、前計画の「すべての県民が生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと」の基本理念を引き継ぎ、コンセプトを「周知」から「実践」へと切り替え、生涯食育社会を目指し、えひめの風土にあった農林漁業者等による食育の連携の強化やえひめの地産地消を通じた食育など、えひめらしいものとしている。
④平成26年度事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課)</li> <li>食育推進モデル事業の開催(3保健所が、高校生、企業等を対象に実施。延べ9回)</li> <li>子どもの健康を育む総合食育推進事業費(保健体育課)</li> <li>子どもの健康を育む総合食育推進事業検討委員会の設置・開催(2回:委員14名)</li> <li>愛媛県食育プロジェクトワーキンググループ委員会(3回:委員10名)</li> <li>食育ステップアップ研修会の実施(参加者 約160名)</li> <li>松山市立新玉小学校をスーパースクールに指定</li> <li>松山市個別指導検討プロジェクトグループ委員会の設置(3回:委員8名)</li> <li>松山市食育プロジェクトグループ委員会の設置(2回:委員10名)</li> </ul>

【平成26年度取組みの評価】  
 (健康増進課)  
 「食育推進モデル事業」では、毎年3保健所で高校生や中高年を対象にアンケート調査の実施や食育講座等を開催し、各ライフステージに応じた県民一人ひとりの食育への取組みの定着に努めた。  
 (保健体育課)  
 学校における食育の推進については、「子どもの健康を育む総合食育推進事業」において、学識経験者や医療関係者、PTA等をメンバーとする検討委員会です。スパー・食育スクール指定校における食育等について検討し、教職員用及び学校給食栄養管理用資料を作成、HIPで公開した。また、指定校において具体的な取組みを行うことにより、学校における「食育指導プログラム」が作成されるところにも、家庭との連携を図ることができた。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み																									
<b>(52)地産地消の推進</b>																									
	「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポーターの交流促進、地産地消フェアの実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。																								
①概要																									
(ブランド戦略課)																									
	毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」や1月24日～30日の「えひめの食材を活用した学校給食週間」の設定及びPR、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度のPR及びサポーター交流・スキルアップ講習会やえひめマルシェの開催、市町地産地消促進計画の策定啓発・支援などにより、生産者と消費者の連携や安全で安心な地元産品の提供の場づくり等に取り組み、生産と消費の結びつけを推進する。 (漁政課) 魚食推進プロジェクトチームを結成し、アクションプログラムの策定等魚食普及推進の体制整備、「水産の日」の設定や県産水産物に関する情報発信・収集による啓発、新たな魚食普及推進の育成と実践活動の場づくりなどを行い、県産魚の普及・消費拡大を行う。併せて、学校給食への県産魚導入の検討を行う。																								
②推進指標																									
【地産地消・愛あるサポーター登録数】																									
	登録数の増加が地産地消の普及活動の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>—</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,850</td> <td>2,202</td> <td>2,276</td> <td>2,302</td> <td>2,315</td> <td>2,352</td> <td>2,354</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	2,000	—	2,400	実績	1,850	2,202	2,276	2,302	2,315	2,352	2,354
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	2,000	—	2,400																		
実績	1,850	2,202	2,276	2,302	2,315	2,352	2,354																		
③用語解説																									
	—																								

【平成26年度事業実施状況】

- 地産地消活動促進事業費(ブランド戦略課)  
 生産者と消費者の連携、安全で安心な地元産品の提供の場づくり等による生産と消費の結びつけを推進するため、「地産地消・愛あるサポーター」の登録制度PRやサポーター交流・スキルアップ講習会の開催、地産地消フェアの開催等に取り組みとともに、市町地産地消促進計画の策定啓発及び支援を行った。
  - ・「地産地消・愛あるサポーター」登録数 2,354件(H27.3月末現在)
  - ・サポーター交流・スキルアップ講習会の開催  
 1/6(県庁第一別館11階会議室)、1/20(アイテムえひめ大会議室)
  - ・「えひめマルシェ」開催(12/7)
  - ・県産農林水産物及びこれらを使用した加工品の販売及びPR
  - ・毎月第4金・土・日曜日の「えひめ地産地消の日」PR
  - ・「えひめの食材を活用した学校給食週間」の推進  
 愛媛のいちごとかんきつを紹介する普及啓発リーフレットを作成し、完全給食を実施している県内の公立小中学校等を対象に、1/24～1/30(全国学校給食週間中)に配布
  - ・市町地産地消促進計画の策定啓発及び支援  
 県内市町の地産地消計画の策定状況を調査するとともに、先進事例の紹介などを通じて計画策定を支援

●地産地消促進プロジェクト推進事業(ブランド戦略課)  
 県産農林水産物の中でもリーディングブランドである「愛」あるブランド製品の認知度向上と消費拡大を目的として、栄養価や栄養バランスに配慮した「愛あるブランド」製品を使ったええひめの献立(レシピ集)を製作し、県産農林水産物の利用促進を図った。

●地産地消流通モデル調査事業費(中予農産物おみあいプロジェクト)  
 (COP)活動を推進し、やる気のある生産者の所得向上と顔が見える地産地消の推進を図った。

●民間ベースで継続できる仕組みづくり検討会(10/14、12/16)、COP運営委員会設立準備会(2/4)を開催し、民間主体による継続的運営等について検討した。

●生産者と飲食店等との交流会を3回(7/8、1/27、3/11)開催し、延べ生産者102件、飲食店等64件の参加があった。

●生産者に対するスキルアップ研修として、地産地消の取組みや飲食店ニーズについて研修(7/8)し、消費者に対するこだわり農産物のPR研修(10/4)や農産物流通取引についての研修(3/11)を行った。

●COP活動の状況をブログ、愛媛CATVで情報発信するとともに、タウン情報誌に「コラボ企画:野菜が主役の旬メニュー」を6回掲載し、PRした。また、ええひめ・まつやま産業まつり(11/22～23)に出展したほか、「NezuCOPシール」を作成し、出荷農産物等に貼付してPRした。

●県産水産物消費拡大対策事業費(漁政課)  
 県産水産物の消費拡大に向け、県産水産物に関する情報提供や普及啓発活動を積極的に展開した。

- 魚食普及推進「協働化」プロジェクトの運営
- 魚食普及につながる取組みを実施するための情報交換
- 魚食普及PR事業の実施
- お魚料理教室等 6回
- お魚情報発信事業の実施
- 生活情報フリーペーパーに魚に関する情報やレシピの掲載

●漁村女性いきいき活動支援事業費(漁政課)  
 漁村女性による地域の水産物を利用した起業活動を進めるにあたり、ヒト・モノ・販路づくりなどを総合的に支援・指導する中で、安全で安心な加工・販売に向けた衛生管理や表示について周知。

【平成26年度取組みの評価】  
 (ブランド戦略課)  
 一般県民各層を対象とした事業と、学校給食を対象として食育の観点から実施する事業を同時に実施することにより、効果的に「地産地消」に対する意識啓発や県産農林水産物の利用促進を図ることができた。

また、市町地産地消促進計画については、本事業の策定支援等により、26年度に計画策定済み市町が1市町から7市町に増加し、地産地消の推進に対する意識が高まった。

地産地消流通モデル調査事業では、交流活動等を通じ、新規に生産者6件、飲食店14件が参加し、登録件数は生産者86件、飲食店等63件となった。なお、生産者と飲食店等との間で、新たに16件の取り引きが始まるなど、地産地消の取り組みが拡大している。27年度以降のCOP活動は、県主導の運営から民間主導に移行し、引き続き、生産者と飲食店等との交流を促進していく。  
 (漁政課)  
 東中南子の量販店等での魚料理教室・魚のふれあいコーナーによる魚食普及のPRや、子育て世代の主婦層をターゲットとした生活情報フリーペーパー掲載による魚の食べ方の情報発信など、県産水産物の消費拡大に努めた。

今後も、引き続き県産水産物に関する情報発信や普及啓発活動を積極的に実施する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ - iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み																									
(53)食文化の普及推進																									
消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。																									
①概要																									
	食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行う食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。																								
②推進指標																									
【ええひめ食文化普及講座開催回数】 講座回数の維持により、消費者や子供たちが安全安心や地域における食文化への理解促進の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50回</td> <td>—</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>57回</td> <td>57回</td> <td>52回</td> <td>57回</td> <td>44回</td> <td>47回</td> <td>50回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標			—	—	50回	—	50回	実績	57回	57回	52回	57回	44回	47回	50回
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標			—	—	50回	—	50回																		
実績	57回	57回	52回	57回	44回	47回	50回																		
③用語解説	—																								

【平成26年度事業実施状況】  
 ●ええひめ食農教育推進事業費(農産園芸課)  
 ・食育基本法が施行され、消費者や次代を担う子供たちが食の大切さとそれを支える農業を学び、理解を深めるため、農作業や郷土料理づくりを通じて、食文化の普及・継承と地域特産農産物の利用促進を図った。

- ええひめ食文化普及講座の開催結果  
 (日程・参加者数)  
 平成26年4月～平成27年3月 県内13地区 延50回 延2,114名参加  
 (開催内容)  
 ・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした地域の味や農村食文化の普及・伝承  
 ・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介と普及

【平成26年度取組みの評価】  
 学童を中心に一般消費者も含めて、地域特産品を利用して郷土料理づくりを通じて、食の大切さ及び食の原点である農業の意義を広く伝えることができた。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み																									
<b>(54)小学校等での出張食育教室の実施</b>																									
関係団体等と連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。																									
①概要																									
②推進指標																									
【食育教室開催回数】																									
開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50回</td> <td>—</td> <td>50回</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>46回</td> <td>59回</td> <td>52回</td> <td>57回</td> <td>57回</td> <td>64回</td> <td>60回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	50回	—	50回	実績	46回	59回	52回	57回	57回	64回	60回
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	50回	—	50回																		
実績	46回	59回	52回	57回	57回	64回	60回																		
③用語解説																									

【平成26年度事業実施状況】	
●愛媛県酪産物と連携し、ゼロ予算事業（畜産いのちと食の教育支援事業）で実施（畜産課）愛媛県酪産物協同組合連合会や県内PTA組織等と連携し、県内小学校等で食育教室や体験学習を実施した。	
参加数：県内小中学校及び特別支援学校 60校	
内容：牛乳・乳製品の栄養や機能、料理の紹介、牛模型による搾乳体験等	
【平成26年度取組みの評価】	
児童・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を伝えることで、県内小中学校等で、食育教室を開催し、食やいのちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食の安全安心への取り組みについて理解が図られている。	
今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協働し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を実施していく。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保																								
施策の方向10	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み																									
<b>(55)栄養教諭による食に関する指導の推進</b>																									
小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。																									
①概要																									
児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについて教科等の内容と関連させた指導を行う。																									
また、食育推進のための体制整備等を支援するため、退職栄養教諭等からなる「栄養教諭指導員」を派遣し、学校給食の充実と学校における食育の推進を図る。																									
②推進指標																									
【学校給食における地場産物の使用割合（食材教べース）】																									
学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念を培うとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H20)</th> <th>(H21)</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>31.8%</td> <td>33.9%</td> <td>35.5%</td> <td>35.8%</td> <td>35.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標	—	—	—	—	30%以上	—	30%以上	実績	—	—	31.8%	33.9%	35.5%	35.8%	35.0%
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26																		
目標	—	—	—	—	30%以上	—	30%以上																		
実績	—	—	31.8%	33.9%	35.5%	35.8%	35.0%																		
③用語解説																									
【平成26年度事業実施状況】																									
●栄養教諭の配置（保健体育課）																									
・98名（県内20市町及び一部の県立学校に配置）																									
●栄養教諭公開授業（保健体育課）																									
・6月の「食育月間」及び11月の「えひめ教育月間」に県内2カ所で、栄養教諭による食に関する公開授業を実施																									
・実施校の保護者等や報道機関にも公開した。																									
●栄養教諭指導員派遣（保健体育課）																									
・対象：新規採用及び採用2年目の栄養教諭																									
・指導員：退職栄養教諭・教員等																									
・指導回数：年間15回																									
【平成26年度取組みの評価】																									
学校給食における地場産物の使用割合は、目標を達成しており、食育の推進が図られている。引き続き、地場産物の使用割合の向上を図るとともに、学校における食育の推進に努めることとし、給食管理や食に関する指導における専門的な研修の充実が図られ、栄養教諭の資質向上につながった。																									

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ - iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(56)自主回収報告制度の普及促進 食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るため、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。
①概要	えひめ食の安全・安心情報ホームページやパンフレット等により、制度を広く周知するとともに、事業者に対しては、保健所の講習会等で周知を図るとともに、手引きを配布し、報告書の作成にあたっての助言等を行う。
②推進指標	【自主回収情報の提供件数】 提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。
③用語解説	《自主回収報告制度》 当制度における「自主回収」は、食品関連事業者が県内において生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した「食品等」について、同事業者が自ら食品関連法令違反又はそのおそれがあることに気づき、自らの判断で回収を決定し、着手することをいう。 条例第22条に、事業者が自主回収する場合、県へ報告しなければならない旨規定されている。
【平成26年度事業実施状況】	●食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） 平成21年10月に開始した「自主回収報告制度」について、広く周知するとともに各保健所及び自主回収の対象となる各食品関連法令の担当課と連携の上、適切に制度を運用した。 ●平成26年度県内事業者による自主回収件数：9件（うち県保健所7件、松山市保健所2件） ※いずれも適切に回収措置が行われた。 (回収製品) 菓子、パン、ジュース、みそ、漬物 等 (主な回収理由) ・賞味期限・消費期限表示の誤記 ・名称の誤記 ・異物(金属片、プラスチック片)の混入 ・カビの発生 等 ※松山市管内における自主回収報告制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。
【平成26年度取組みの評価】	【平成26年度取組みの評価】 ホームページや各種講習会等を活用して制度を周知する等、制度の普及に努め、不良品の流通防止に寄与した。 推進指標である「提供件数」は、年度により変動はあるものの、平成24年度を除いて年間10件前後で推移しており、制度の浸透が図られていると考えられる。一方で、不良品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努めていく。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ - iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向11	自主回収報告制度の普及
具体的な取組み	(57)自主回収報告内容の迅速な情報提供 食品関連事業者から報告された回収情報については、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。
①概要	提供を受けた自主回収情報については、迅速にえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表するとともに、関係自治体(県外)へもメールやファックスにより情報提供を行う。
②推進指標	—
③用語解説	《自主回収の公表等》 条例第23条に、報告された自主回収報告の内容について速やかに公表するとともに、関係行政機関へ情報提供するように規定されている。
【平成26年度事業実施状況】	●食の安全・安心推進事業費（業務衛生課） 県内事業者から報告のあった自主回収情報について、緊急食品情報提供システムにより、各保健所(食品衛生協会各支部)や食品関連事業者へ情報提供を行うとともに、えひめ食の安全・安心情報ホームページへ掲載した。 ●回収対象商品が、県外に流通している場合には、関係自治体に対し、迅速な情報提供を行った。
【平成26年度取組みの評価】	【平成26年度取組みの評価】 条例の規定に基づき、速やかな公表及び関係機関への情報提供に努めることにより、回収の促進に寄与することができた。今後も県が広く周知することにより、製品の回収効率を高めるとともに、食品の安全安心に関する正確な情報を提供する事業者と消費者との信頼感を一層高めていく。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向12	自主回収への協力の推進
具体的な取り組み	
(58)自主回収着手事業者への指導等	自主回収の円滑な実施を図るため、自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導を行います。
①概要	自主回収に当たり、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、講習会等で周知を図るとともに、着手報告書提出時にも助言等を行う。
②推進指標	—
③用語解説	—
【平成26年度事業実施状況】	●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、着手報告書の記載方法や回収作業の円滑な実施(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について、指導、助言等を行った。
【平成26年度取り組みの評価】	食品関連事業者に講習会等を活用して周知するとともに、着手報告書提出時にも助言を行う等、着手事業者への指導を実施することにより、円滑に制度を運用することができた。今後も引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向12	自主回収への協力の推進
具体的な取り組み	
(59)自主回収協力事業者への助言等	自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行います。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収にあたっての関係事業者間の連携等について啓発を行います。
①概要	着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行う小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行うとともに、講習会等により、制度の周知を図る。
②推進指標	—
③用語解説	—
《自主回収への協力》	条例第24条に、食品関連事業者は、他の事業者による自主回収に対し、必要な協力をするよう努める旨規定されている。
【平成26年度事業実施状況】	●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・自主回収着手事業者を管轄する保健所等において、小売店舗等との連携した自主回収について、指導、助言等を行った。
【平成26年度取り組みの評価】	食品関連事業者に講習会等を活用して周知するとともに、着手報告書提出時には、小売店舗等との連携した自主回収の実施方法について助言・指導を行い、円滑な制度運用に努めた。今後も引き続き丁寧な指導、助言を行っていく。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向13	危害情報の申出制度の普及
具体的な取組み	(60)危害情報申出制度の周知 危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等で制度の内容や申出先(窓口)をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。
①概要	県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等で制度について広く周知するとともに、相談窓口の連絡先等についてもホームページやパンフレットに掲載し、申し出しやすい環境を整備する。
②推進指標	—
③用語解説	《危害情報申出制度》 条例第25条に、県民は、健康危害のおそれのある食品に関する情報を県に申し出ることができる旨規定されている。

【平成26年度事業実施状況】	●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・平成21年10月に開始した「危害情報申出制度」について、周知用チラシやえひめ食の安全・安心情報ホームページへ申出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。
【平成26年度取組みの評価】	ホームページや各種講習会等を活用して制度を周知し、申し出しやすい環境整備に努めた。今後、機会を捉えて制度を周知し、制度を普及する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-i-iii	消費段階における安全安心の確保
施策の方向13	危害情報の申出制度の普及
具体的な取組み	(61)危害情報への迅速な対応 県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関連施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に応答します。申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。
①概要	保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設へ調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。 なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査を依頼する。
②推進指標	—
③用語解説	【危害情報申出制度対応件数】 件数の維持により対応活動の指標となる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	20件	—	65件
実績	0	26件 (10～3月)	83件	56件	105件	92件	200件

【平成26年度事業実施状況】	●食の安全・安心推進事業費(業務衛生課) ・危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設等へ速やかに立入調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施した。また、立入調査の結果等について、申出者に対し説明を行った。 (主な申出内容:食品を原因とする体調不良の訴え、原因究明及び施設指導依頼。) ・平成26年度危害情報申出件数:200件(うち県保健所40件、松山市保健所160件)
※	松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。
【平成26年度取組みの評価】	申出を受けた保健所において、速やかな立入調査、改善指導及び申出者への丁寧な説明を実施し、食の安全安心の確保及び食中毒未然防止につなげた。 推進指標である「対応件数」は、目標を大きく上回る200件となっており、制度普及の効果が表れていると考えられるが、一方で不良食品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努めていく。